

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月18日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第47号

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県屋外広告物条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（自家用広告物等に係る適用除外の特例適用の申請）</p> <p>第4条の4 略</p>          <p>（変更等の許可）</p> <p>第5条 条例第8条第1項の規定により改造その他の変更の許可を申請しようとする者は、<u>屋外広告物変更許可申請書（別記様式第5号）によらなければならない。</u></p>	<p>（自家用広告物等に係る適用除外の特例適用の申請）</p> <p>第4条の4 略</p> <p><u>（許可の期間）</u></p> <p>第4条の5 条例第7条第2項に規定する許可の期間は、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) はり紙及びこれに類するもの 1月以内</p> <p>(2) 立看板又は広告旗 6月以内</p> <p>(3) 広告幕及びこれに類するもの 1月以内</p> <p>(4) 気球広告 1月以内</p> <p>(5) <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けべき広告物又は掲出物件 3年以内</u></p> <p>(6) 自家用広告物等 3年以内</p> <p>(7) 前各号に掲げる以外の広告物又は掲出物件 1年以内</p> <p>（変更等の許可）</p> <p>第5条 条例第8条第1項の規定により改造その他の変更の許可を受けようとする者は、<u>屋外広告物変更許可申請書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>2 条例第 8 条第 2 項の規定により継続の許可を申請しようとする者は、屋外広告物継続許可申請書（別記様式第 6 号）に<u>よらなければならない。</u></p> <p>3 第 2 条から第 3 条まで及び第 4 条の規定は、前 2 項の場合に準用する。</p> <p>4 第 2 項に規定する申請書は、当該許可期間満了の日の 1 月前までに提出しなければならない。</p> <p>（管理者等）</p> <p>第 5 条の 2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第 8 条の 2 第 2 項の規則で定める広告物又は掲出物件は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により建築主事の確認を受けるべき広告物又は掲出物件とする。</p> <p>4 略</p>	<p>2 条例第 8 条第 2 項の規定により継続の許可を受けようとする者は、屋外広告物継続許可申請書（別記様式第 6 号）に<u>屋外広告物自己点検報告書（別記様式第 6 号の 2）を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3 第 2 条から第 3 条まで及び第 4 条の規定は、前 2 項の場合に準用する。<u>ただし、前項の許可の申請に係る内容が、当該許可申請の際現に許可されている内容と同一であるときは、第 2 条第 1 項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>4 第 2 項に規定する書類は、当該許可期間満了の日の 1 月前（許可期間が 1 月を越えないものにあつては、10 日前）までに提出しなければならない。</p> <p>（管理者等）</p> <p>第 5 条の 2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第 8 条の 2 第 2 項の規則で定める広告物又は掲出物件は、建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により建築主事の確認を受けるべき広告物又は掲出物件とする。</p> <p>4 略</p>

第 6 号様式の次に、次の 1 様式を加える。

屋外広告物自己点検報告書

年 月 日

様

申請者 住所  
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

屋外広告物条例第8条第2項の規定により次のとおり報告します。

1 広告物等の概要

- (1) 種別 ( 自家用広告物等 一般広告物(自家用広告物等以外をいう。) ) の  
( 建植広告物等 その他( ) )
- (2) 形状寸法 表示面積 平方メートル( 縦 メートル、横 メートル )  
地上からの高さ メートル
- (3) 表示・設置の場所
- (4) 広告の内容
- (5) 前回の許可内容 許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号

2 照明の有無

( 有(有の場合 面積 平方メートル) 無 )

3 点検結果 (「点検日における安全の良否」欄に、良の場合「○」、否の場合「×」、該当しない場合「-」を記入すること。)

点検項目	点検日における安全の良否	修理月日	修理内容
主要部分の変形又は腐食			
取付(支持)部分の変形又は腐食			
ボルト、ビス等の脱落、変形又は腐食			
柱脚部分の変形又は腐食			
表示面のはく離、破損			
屋外広告物の基礎(不同沈下)			
風圧に十分耐えうるか			
照明灯、ネオン管等の不発光			
配線経路等の接続不良			
光量、向き、点滅速度等の不具合			
その他特に点検した箇所( )			
上記のとおり点検を行いました。 (点検日) 年 月 日			
管理者 住所 氏名 資格：一級建築士・二級建築士・屋外広告士			

- (注) 1 個別の広告物ごとに自己点検報告書を作成すること。ただし、自家用広告物のうち点検結果が全て良好である広告物については、当該広告物をまとめて自己点検報告書を作成することができる。
- 2 広告物等の概要及び照明の有無については、次に掲げる事項に留意すること。
- (1) ( )内には、該当する箇所に「レ印」を記入すること。
- (2) 広告の内容については、概要を記入した上で、設置写真を添付すること。この場合において、照明を伴う広告物については、当該広告物に照明を照射している写真及び照射していない写真の2種類を添付して、照明の状態が分かるようにすること。
- (3) 前回の許可内容については、当該許可申請の際現に許可されている許可の内容を記入すること。
- 3 点検の結果、「点検日における安全の良否」欄が否の場合のみ、修理をした上で、「修理月日」欄及び「修理内容」欄を記入すること。
- 4 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定により、建築主事の確認を受けるべき広告物又は掲出物件の管理者については、該当する資格を で囲むこと。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
第13号様式（第11条関係）				第13号様式（第11条関係）			
佐賀県証紙欄				佐賀県証紙欄			
屋外広告物講習会受講申込書				屋外広告物講習会受講申込書			
年 月 日				年 月 日			
佐賀県知事 様				佐賀県知事 様			
佐賀県屋外広告物条例第17条の9第1項の講習会の受講を申し込みます。				佐賀県屋外広告物条例第17条の9第1項の講習会の受講を申し込みます。			
現住所				現住所	〒(                      )		
勤務先				勤務先	電話(                      )		
ふりがな 氏名	印	年 月 日生	男 女	ふりがな 氏名	印	年 月 日生	男 女
略				略			

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の佐賀県屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。